

## 公 募 公 告

有償による庁舎等の使用許可を受け、盛岡第2合同庁舎の福利厚生施設（食堂、売店）における営業を希望する者を以下のとおり募集する。

令和2年11月20日

法務省所管国有財産部局長  
盛岡地方法務局長 降 籬 元

### 1 募集対象者

庁舎等の使用許可を受けて、盛岡第2合同庁舎の福利厚生施設（食堂、売店）における営業を希望する者1社（者）

### 2 使用許可期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

### 3 営業条件

別紙のとおり

### 4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税、地方税及び労働保険料等公租公課を完納していること。
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしてい

- る者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 下記5(2)により公募申請書を提出しない者及び同(3)の企画提案書募集説明会に参加しない者は、公募に参加できないものとする。

## 5 公募申請書及び企画提案書の作成及び提出に係る事項

### (1) 募集要領の交付

#### ア 交付期間

令和2年11月20日(金)から同年12月1日(火)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。

#### イ 交付場所

〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号

盛岡第2合同庁舎4階

盛岡地方法務局会計課施設係 担当 渡邊

電話番号 019-624-1145 (直通)

FAX番号 019-629-1237

#### ウ 交付方法

イにおいて交付する。なお、郵送による配布を希望する場合は、イあてに、送付先の住所・氏名を記載し、書留郵便料金(575円)の切手を貼付した封筒(レターパックプラス可)を郵送(書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)すること。

なお、受領(郵送)する際に、受領者(担当者)の名刺を持参(同封)すること。

### (2) 公募申請書の提出方法等

#### ア 提出期限

令和2年12月1日(火)午後5時15分まで

#### イ 提出場所

(1)イと同じ。

#### ウ 提出方法

(1)イに持参又は郵送により提出すること。

エ 提出部数 1部

(3) 企画提案書募集説明会

ア 開催日時 令和2年12月3日(木) 午後3時から

イ 開催場所 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号  
盛岡第2合同庁舎4階専用会議室

(4) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期限

令和2年12月18日(金) 午後5時15分まで

イ 提出場所

(1)イと同じ。

ウ 提出方法

(1)イに持参又は郵送により提出すること。

エ 提出部数 7部

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成，提出に関する質問は，次の提出期限まで，書面にて受け付けるので，持参，郵便等により行うものとする。

ア 提出期限

令和2年12月9日(水) 午後5時15分まで

イ 提出場所

5(1)イと同じ。

(2) (1)の質問に対する回答は，次のとおりとする。

ア 回答方法

令和2年12月11日(金) までに書面等により行う。

イ その他

(ア) 期限までに提出されなかった質問についての回答は行わない。

(イ) 5(2)により公募申請書を提出しない者からの質問は，令和2年12月1日(火)午後5時15分以降は，受け付けない。

(ウ) 5(3)の企画提案書募集説明会に参加しない者からの質問は，令和2年12月3日(木)午後3時以降は，受け付けない。

(エ) 質問の内容により公募の公平性を損なうおそれがあるときは，募集要領を受領した全員に対し，その質問内容及び回答を周知する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として，4に掲げる要件を満たすこと。

(2) 提出した企画提案書が次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。

- ア 提出場所、提出期限又は提出方法が5(4)に適合しないとき。
- イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。
- ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を満たした内容となっているか審査し、要件を満たしていると認められた応募者からの説明会の後に、入居官署で構成される審査会で、審査員が最も優れた提案内容であると評価した1社(者)を、使用許可の相手方として選定する。

(4) 選定結果(再提案の場合を除く。)については、担当部署から各応募者に対して、令和3年1月8日(金)までに連絡する。

詳細は、募集要領を参照すること。

## 8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 提出された公募申請書及び企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

## 募集事業及び営業条件

施設の目的	盛岡第2合同庁舎(以下「第2合庁」という。)の職員及び来庁者の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生増進のため、良質で低廉な物資の供給及びサービスの提供のための施設(食堂・売店)である。
営業開始予定日	令和3年4月1日
営業日	原則として、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日を除く毎日とする。ただし、第2合庁の入居官署が行う各種施策に伴い、各官署から、営業日以外の営業(営業時間外を含む)又は営業日における営業の中止の要請があった場合、若しくは食堂施設を利用する必要が生じた場合は、これに協力する。
営業時間	管理庁との協議により、午前8時から午後6時までの間で設定する。
営業内容	別途提案を受け付ける。
使用許可期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、使用許可を受けた者(以下「営業者」という。)において全責任を負うものとする。
報告事項等	収支に関する報告を求められた場合には、応ずること。
光熱水料	施設経営に係る光熱水料は、営業者がこれを負担する。
貸与物品	食堂の厨房器具、テーブル及び椅子並びに売店のカウンターなどは、既存のものを貸与する。その他運営上必要な備品類については、営業者が用意すること。なお、備品類の修理は、原則として営業者において行うものとする。上記以外の鍋、釜、食器類その他の消耗品類については、営業者が用意すること。
廃棄物の処理	食堂の運営によって発生した廃棄物については、営業者の責任において処分するものとする。
国有財産使用料	年額金1,303,341円(令和2年4月1日現在)
設置箇所	(詳細は別添配置図による)
留意事項	①施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は営業者が行うものとする。 ②許可された営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。 ③事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用を禁止する。 ④設備及び備品については、善良なる管理者の注意をもって管理すること。 ⑤営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価格については、職員及び来庁者等の利用しやすいものにする。こと。 ⑥従業員の身分保証、健康管理及び服務規律は営業者の責任において行うこと。 ⑦使用許可期間満了後は、速やかに施設等の現状回復を行うこと。 ⑧設置に係る工事経費及び委託契約期間終了後の撤去経費は営業者負担とする。 ⑨貸与する備品等の詳細については、説明会において説明する。 ⑩事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用を禁止する。 ⑪上記に記載のない項目については、別途協議する。

